

平成30年度以降のごみ・資源の分別・収集方法の見直しについて

1 趣旨

市民の利便性を図るため、また、限られた予算の中でより効率的なごみ処理を行うため、平成30年度以降、ごみ・資源の分別方法や収集方法を次のように見直し、更なるごみの減量化とごみ処理費用の抑制を図っていきます。

2 変更内容について

(1) 分別の簡素化（「破碎ごみ」の一部可燃化）

平成30年10月実施

現在、「破碎ごみ」はエコルセンターで破碎機により15cm程度に破碎後、金属を取り除き、「燃やすごみ」と一緒にすべて焼却しています。今後は、「破碎ごみ」の中に含まれる概ね15cm以下の小さなプラスチック製品、ゴム製品、革製品、アルミ箔などは「燃やすごみ」として週2回排出できるように変更します。（資源は従来どおりで変更はありません。）

平成30年4月から桃花台地区全域をモデル地区として先行実施します。

(2) 剪定枝、落ち葉のごみ集積場回収（再資源化）

平成30年10月実施

「燃やすごみ」としてごみ集積場に縛って排出されている剪定枝や白袋で排出されている落ち葉について、剪定枝は縛って排出されたもの、落ち葉は任意の透明袋で排出されたものであれば「燃やすごみ」の収集委託業者が午後から別回収し、すべて資源化を図ります。

(3) 「古紙・古布」の排出ができるごみ集積場の拡大

平成30年4月実施

「古紙・古布」の排出ができるごみ集積場を現在の1,040箇所から最大1,872箇所に拡大し、市民の利便性と古紙の収集量拡大を図ります。

(4) 「雑がみ」の週1回回収

平成31年4月実施

「雑がみ」は毎週排出できるように排出日を増やします。

平成30年4月から「雑がみ」「古布」は市内全域、雨天時でも排出できるようにします。

平成30年4月から桃花台地区全域をモデル地区として先行実施します。

(5) 「古紙（雑がみを除く）・古布」の売却益を区に還元

平成31年4月実施

「古紙（雑がみを除く）・古布」は市の回収（行政回収）から区の回収（集団回収）に移行し、その売却益を世帯数に応じてすべて各区に還元します。

平成30年4月から桃花台地区全域をモデル地区として先行実施します。

(6) 脱水汚泥のバイオガス発電施設への搬入

平成32年3月実施予定

クリーンセンターから発生する脱水汚泥を下末に開設されるバイオス小牧へ搬入し、約1,000tのごみ減量化を図ります。

(7) 事業系ごみの分別の徹底・再資源化の推進

事業系ごみの排出責任は事業者にあるため、これまで分別指導が不十分で再資源化できるものが燃やすごみとして処理されていることもありましたが、事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者への指導を徹底し、食品廃棄物等の資源化を推し進めるとともに、エコルセンターごみ搬入手数料の見直しも検討していきます。

3 ごみ減量化目標

剪定枝、落ち葉の資源化で年間約2,000t、雑がみの資源化で1,000t～2,000t、脱水汚泥の資源化で1,000t、事業系ごみの減量化で2,000t～3,000tのごみの減量化が可能と考えています。将来的には合計7～8,000tの燃やすごみの減量化を目指していきます。

4 実施スケジュール

平成30年4月実施	(3)「古紙・古布」の排出できるごみ集積場の拡大 (4)「雑がみ」、「古布」を雨天時排出も可能とする (「雑がみ」の紙袋での排出禁止) モデル地区として、(1)桃花台地区で分別の簡素化、(4)雑がみの週1回収、(5)「古紙(雑がみを除く)、古布」の集団回収化を先行実施
平成30年10月実施 予定	(1)分別の簡素化(「破碎ごみ」の一部可燃化) (2)「剪定枝、落ち葉」のごみ集積場回収(資源化)
平成31年4月実施 予定	(4)「雑がみ」の週1回収 (5)「古紙(雑がみを除く)、古布」を集団回収へ移行